

業務委託契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、株式会社△△△△（以下「乙」という。）は、甲乙間の業務委託に関する事項につき、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

- 1 甲は乙に対し、本契約に定める条件の下に、以下の業務（以下「本件業務」という。）をなすことを委託し、乙はこれを受諾する。
 - (1) 業務1
 - (2) 業務2
 - (3) 業務3
- 2 乙は、本件業務の履行に際し、善良なる管理者の注意をもってこれをなす。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇年間とする。
ただし、契約満了の1ヶ月前までにいずれからも異議のないときは、本契約と同条件で更新するものとし、以後も同様とする。

第3条（報酬額及び支払方法）

- 1 甲は、乙に対し、本件業務の対価として、月額〇円の報酬を支払うものとする。
- 2 甲は、乙に対し、前条の金員を、乙より請求書の送付を受けた場合に、翌月末日までに、当該請求書の記載に従って、乙の指定する銀行口座へ振込送金する方法によって支払う（なお、振込にかかる手数料は甲の負担とする。）。
- 3 本件業務にかかる交通費等の経費及び実費は、原則として甲の負担とする。

第4条（再委託の禁止）

乙は、本契約の履行にあたり、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条（知的財産権の所在）

本契約により生じた成果物に付随する特許権、著作権、商標権その他一切の権利は甲に帰属する。

第6条（報告）

乙は、甲が期日を定めて報告を求めた場合には、本業務の進捗状況を、甲の指定する期日までに書面により甲に報告するものとする。

第7条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の締結交渉過程及び本契約期間中にその相手方が秘密情報であることを明示した上で提供した情報の秘密を守り、その相手方の事前の書面による承諾を得ずに、これらの情報を第三者に開示してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 情報取得時において、すでに契約当事者が保有していた情報
- (2) 情報取得時において、すでに公知、公用であった情報
- (2) 情報取得時において、情報受領当事者が違法行為によらずすでに取得済みであったか、もしくは、情報受領当事者によって独自に開発され、または甲に対する秘密保持義務を負わない第三者より提供済みであった情報

第8条（損害賠償責任）

甲及び乙は、本契約の定めに従って違反して損害を与えたときは、相手方に対し、その損害を賠償するものとする。

第9条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方からの事前の書面による承諾を得ない限り、本契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、継承又は質入等の担保に供してはならない。

第10条（契約解除）

一方当事者は、他方当事者が次の各号の一に該当する場合は、他方の当事者に対し何らの通知催告も要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
- (2) 差押え、仮押え又は仮処分があったとき、若しくは、競売の申立があったとき
- (3) 破産、会社整理、会社更生手続き又は民事再生の申立があったとき
- (4) 解散若しくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡したとき
- (5) 本契約、個別契約若しくはその双方の条項の一に違反し、当該違反を是正するよう相手方から書面による催告を受領したにもかかわらず、1ヶ月以内にこれを是正しないとき

第11条（契約終了後の処理）

- 1 甲及び乙は、本件業務の遂行が完了したとき、本契約が終了したとき、及び、相手方より請求があったときは、相手方の機密情報及びその複製物の使用を直ちに中止すると共に、相手方の選択に従って、それらのすべてを直ちに相手方に返還し、又は、破棄するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項による破棄をした場合には、破棄処分の完了後遅滞なく破棄に関する証明書を提出するものとする。

第12条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して生じるいかなる紛争についても、それらが当事者間の協議によって解決ができず訴訟の必要が生じた場合には、その訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所ことに同意する。

第13条（協議事項）

本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

【日付・署名押印】